

避難指示「理由言えぬ」

秘密保護法 市民への影響

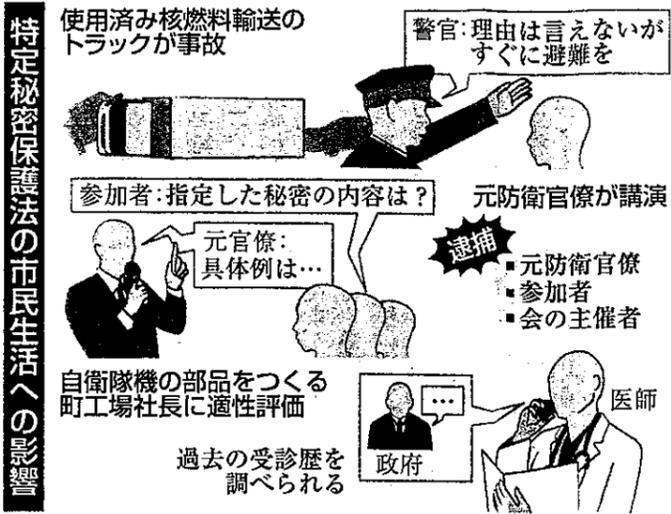
安全に関わる大事な情報が隠される、集会での質問が処罰対象に、プライバシーが侵害される…。特定秘密保護法が施行されると市民生活にどんな影響があるのか。国会審議を踏まえ、日弁連秘密保全法制対策本部事務局長の清水勉弁護士の助言を受けて考えてみた。(1面参照)

命に関わる情報隠し

核燃料輸送事故

森雅子内閣府特命担当相は「テロ防止のため警察が実施する原発の警備計画は秘密指定される」と明言。原発から運び出す使用済み核燃料の搬送ルートが秘密になる可能性がある。

【ケースA】使用済み核燃料を積んだトラックが走行中、車10台が絡む玉突き事故に巻き込まれた。トラックを含む数台が横転し死傷者も発生。テレビは生中継で事故を報じたが、使用済み核燃料については触れなかった。警察が積載物を明らかにしなかったためだ。事故現場には警察官や消防



特定秘密保護法の市民生活への影響

元官僚招き集会

同法では秘密を漏らした公務員らに加え、知ろうとした市民も処罰対象になる。森担当相は「秘密を『取得するかもしれない』と認識しつつ、不正アクセスを行う場合には不正取得罪になる場合がある」と答弁した。

【ケースB】市民団体Xは「元防衛官僚の告白」と題した集会を開催。元官僚は在職時、内容を詳しく吟味せず、多くの情報を特定秘密に指定していたと明かした。具体的な秘密の内容は語らなかったが、参加者の女性に「どんな情報を指定したのか」と何度も尋ねられ、具体例を挙げた。捜査当局は数日後、漏えい容疑で元官僚を逮捕。漏えいの共謀、教唆の疑いでXの代表と質問者の女性も逮捕した。

起訴されても具体的な秘密は公表されず、女性の起訴状には「防衛分野の特定秘密に指定される●●●を取得する目的で、元防衛官僚の漏えいを教唆した」と記された。公判でも、検察側は秘密の内容を明らかにせず、秘密指定の手続きや理由などを説明する「外形立証」で臨んだ。**市民も適性評価**
秘密を扱えるかどうかを判断する「適性評価」では公務員だけでなく、秘密に関わる市民も調べる。犯罪歴や酒

癖、精神的疾患、借金などの状況。政府は「信用調査機関や病院にも情報を照会する場がある。(照会を受けたら)回答する義務がある」と言う。
【ケースC】精密なねじをつくる町工場社長のYさんは、自衛隊航空機の製造に関わることになった。かつて経営が苦しかったときには、精神的に落ち込んで「うつ病かも」と近所の医者の診察を受けたこともあった。
この医者に「政府の調査と言って、Yさんのことを聞きに来た。すまないけど、あのこと話を話したよ」と明かされ、驚くと同時に背筋が寒くなった。

識者座談会 特定秘密保護法 成立

防衛、外交や治安に関する政府の広範な情報を特定秘密に指定、漏えいに重罰を科す特定秘密保護法が成立した。「知る権利」の侵害だと強い反対があったが、安倍晋三政権は押し切った。今後の課題などを日本体育大准教授の清水雅彦氏、ジャーナリストの藤田博司氏、弁護士伊藤和子氏に語り合ってもらった。(司会は共同通信編集委員室長・杉田弘毅、発言者の敬称略)

政府、与党は法成立を強行した。
清水 基本的な人権の尊重、国民主権、平和主義という憲法の三大原理に反する法律だ。1票の格差訴訟で衆参両院とも違憲判決が出て、正統性に疑問のある国会が、選挙の争点にもなっていない法律をつくっていくのか。世論調査で国民の大半が慎重審議を求める中、国会議員の「数の力」だけで可決する手法が繰り返されると、日本の民主主義は終わってしまう。
藤田 国家を個人より優先する国家主義的な考え方が背景にある。秘密保護法ができたことで、その流れが加速されることを心配している。



清水雅彦氏(しみず・まさひこ)66年兵庫県生まれ。札幌学院大教授を経て現職。専門は憲法。著書に「秘密保護法は何をねらうか」(共著)など。
藤田博司氏(ふじた・ひろし)37年香川県生まれ。共同通信ワシントン支局長や上智大教授を歴任。著書に「どうする情報源」など。
伊藤和子氏(いとう・かずこ)東京都生まれ。国際人権団体ヒューマンライツ・ナウ事務局長。著書に「人権は国境を越えて」など。

清水 弁護士は「国民にとって切実な情報が隠され、関心を持つて当然の内容にアクセスするのもはばかれる。個人情報も強引に集められる。国民のさまざまな権利が著しく制限され、抑圧された社会になってしまっているのではないかと危ぶむ。」

市民的不服従で抵抗 限界まで取材活動を 新制度の構築が必要

伊藤 知る権利、報道の自由への深刻な脅威だ。行政を監視するため、市民社会にとって情報は不可欠なのに、それから遠ざけられ、アクセスしようとするのが処罰されかねない。国連人権高等弁務官をはじめ、国際社会から示された懸念を一顧だにしない国会や政府の対応に、強い危機感を抱いている。
――マスメディアを含め対応が遅れた面もある。
伊藤 法案の全容がなかなか明らかにならず、公務員だけが処罰対象になるというイメージがあったために、市民は自分たちの問題ではないと

考えがちだったのではないか。メディアからの情報提供が十分でなかったことは残念だ。

清水 国民全体の行動が遅かった。政治家は官僚主導で、研究者は一部護憲派が秘密保護法を支持し、メディアは当初は反対運動を取材しないという三つの劣化があった。1980年代に国家秘密法案が出た時と比べ、戦争体験者が減って、危機を敏感に感じなくなったのではないかと。

藤田 メディアの感受性が鈍くなっている。法案概要が判明してから報道も、政党内の修正のやりとりが中心で、危険性に踏み込んだものが少なかった。現実の政治の展開が速すぎて、メディアが後追いになってしまっている。

―市民生活への影響は。
清水 まず影響を受けるのは、特定秘密を取り扱ったため「適性評価」の対象になる人だ。公務員だけでなく、防衛産業や大学の関係者も含まれる。プライバシーが丸裸にされ、応じなければ仕事上、不利益を被る可能性がある。取材や報道の自由も侵害される。やがて法律が拡大解釈され、政府への反対活動が摘発されるかもしれない。しじわは、抑圧された社会になる。

伊藤 特定秘密の範囲があまりにも広へ、定義もあいまいで、乱用される危険性が高い。市民団体やオンラインスマンの情報収集活動も標的になりかねず、萎縮が懸念される。

藤田 情報公開という民主主義本来の流れに逆行している。国民が政府の情報を共有することで、権力の暴走を監視できるが、情報をせき止めてしまう。国民に代わり権力を監視するメディアが機能できなくなる心配がある。

―法律の運用は。
清水 この法律は廃止すべきだとの立場だが、少しでも

施行を遅らせてほしい。適性評価は慎重に行い、メディアの取材や報道活動を罰するようないくつかの法をすべきだ。

藤田 秘密の指定などはできるだけ抑制的に運用すべきだ。国会が常設委員会をつくらせて、政府の秘密を監視しなければならぬ。

伊藤 秘密保護法をめぐって違憲訴訟が起きたり、不当な処罰が発動されたりした場合は、司法が憲法の番人として役割を果たしてほしい。

―海外の状況と比較すると。
伊藤 欧米では基本的に、情報は国民のものという認識があり、土台が違う。国際的には①権力の不正を秘密から除外の内部告発者を保護②ジャーナリストを処罰しない③が最低の原則だが、この法律は著しく下回っている。

藤田 政府は米国の要請もあり、法律が必要と言ってきた。だが、米国の秘密保護と情報公開の在り方を比べると、日本は穴だらけだ。秘密保護法をつくるなら、米国立みの情報公開制度もしくべきだ。

清水 憲法9条で軍隊を持たない日本は、軍隊を持つ「普通の国」になる必要はない。戦争をする欧米諸国のように秘密を増やすべきではない。

―付則に盛り込まれたチェック機能はどうか。
清水 秘密の指定と解除に直接関与する第三者機関が必要で、政府の外につくらなければならない。身内がチェックするので意味がない。国会議員や有識者が入る場合、首相が親しい人を選ぶ「お友達人事」でなく、野党にも配慮すべきだ。

伊藤 監視機関だから、この法律の制定に反対の人も参加できるようにすべきだ。米国では秘密を開示しない理由なども明示するようになってくる。

―秘密保護法を手掛けた安倍政権をどう見るか。
清水 安倍首相の発想は自民党の憲法改正草案に現れている。天皇を元首とし、自衛隊を国防軍とする。草案前文冒頭の主旨は「日本国民」でなく「日本国」。国民の義務も大幅に増やしている。国家あつての国民、国家の安全のためには国民の権利を侵害してもいいという考えだ。

伊藤 安倍政権の方向性は非常に危うい。自衛隊の武力行使を容認すれば、無実の人が多数殺されてきた対テロ戦争に日本が加担することになる。

なる。反対する人は、自民党の石破茂幹事長がブログに書いたように「テロリスト」呼ばわりされる。強権的な政治で、市民が統治の客体のように扱われ、それに慣れていくことも怖い。物が言えない国になるのではないかと。

藤田 劣化しているメディアが、さらに萎縮するのは懸念している。中国や韓国との関係では、メディアが過敏に反応してナショナリズムを煽り上げ、安倍政権に都合の良いことになっている。自民党の改憲草案にしても秘密保護法にして

も、メディアはいち早く取り組むべきだった。安倍政権が誕生した当初のことが起きるのかと、先回りして問題を探るのがメディアの役割だ。

―具体的に何をすべきか。
清水 単純多数決主義的な民主主義観の人が多すぎる。第2次大戦時のドイツを見て、多数派が常に正しいわけではないことを世界は学んだ。多数決でつづいた法でも問題があれば裁判所が無効にできる。適性評価を拒んだり、取材活動を続けたり、市民的

不服従で抵抗してほしい。

藤田 極論すれば、メディアは法律に触れるかもしれないという限界まで取材活動をするべきだ。そのへらの覚悟で仕事を続ける責任がある。

伊藤 法案審議の終盤には、メディアの報道も増え、市民も強く反対して国会を取り巻くようになった。市民とメディア、研究者が連携し、政府に対峙していかなければならぬ。きちんとした情報公開を求め、法改正や新たな制度構築を提案していく必要がある。